

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇ 監査公告 目次
昭和三十三年度に係る各種機関の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条の規定に基き昭和三十三年度に係る左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十四年十二月一日

鳥取県監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

労働組合法により結成されたもの

同 井 上 善 一
同 戸 田 俊 己

監査箇所

執行年月日

米子労政事務所

昭和三十四年六月一日

倉吉"

同 七月二日

鳥取"

同 九月二十二日

西部県税事務所

同 七月 八日

東部"

同 十五日

中部"

同 二十二日

婦人相談所

同 十月二十九日

婦人寮

同

労政事務所

一 各所における労働組合の結成状況並びに労働協約の締結状況(昭和三十四年三月末現在)は、

鳥取

倉吉

米子

計

六八

二八

五三

一四九

公共企業体労働関係法により結成されたもの
 国家公務員法により結成されたもの
 地方公務員法により結成されたもの
 地方公営企業労働関係法により結成されたもの

計

右のうち労働協約を締結し得る対象組合数
 労働協約締結状況

実 施 率

六五・五二% 五三・五七% 五〇・九四% 五八・九三%

であつて、労働協約未締結のものは主として、使用者側の理解と協力が得られないために、不調となつてい

二 中小企業における労務管理の改善策として、製造業

(従業員三〇人以上)を対象に前年度に引続き、態度測定を実施(二六ヶ所)しているが、計画実施箇所及び測定人員の拡大を図り、また、測定結果報告(通知)の迅速化について、配意されたい。

一七 一一 三九 六七
 一四 八 一四 三六
 三四 二七 三五 九六
 二 一 一 三
 一三五 七四 一四二 三五一
 八七 二八 五三 一六八
 五七 一五 二七 九九

三 労働行政は少からぬ困難性を伴うが、しかも、労使関係の悪化は業務の停滞、生産の減少を来し、労使双方の不利と社会不安を招来するので、健全な労使関係の確立は極めて緊要である。

幸い本県では近年大きな紛争はないが、平時における施策が重要であるので、労使双方及び一般社会に対する労働教育の徹底、穏健妥当な労働協約の締結指導並びに労働基本調子に、努力すべきである。

これがためには、綿密なる業務計画を策定し関係機関、団体と提携、を密にするとともに、現地機関である、

労政事務所の人的強化と活動費の増額措置について考慮の要がある。

米子労政事務所 昭和三十四年六月一日監査

監査委員 松 本 利 治
 同 萩 原 治 郎
 同 井 上 善 一
 同 戸 田 俊 己

共通事項参照

倉吉労政事務所 昭和三十四年七月二日監査

監査委員 松 本 利 治
 同 萩 原 治 郎
 同 井 上 善 一
 同 戸 田 俊 己

共通事項参照

鳥取労政事務所 昭和三十四年九月二十二日監査

県 税 事 務 所

監査委員 松 本 利 治
 同 萩 原 治 郎

当所は前回も指摘している如く、県消防協会二階一室を借用しているが、建物が老朽化しているため、雨漏り等のため、サービセンタ―としての、業務運営上支障が認められるので、適当な箇所に移転することが望ましい。

今回の定期監査は、次に亘る、税法改正並びに経済界の動向等に伴う、自主財源の推移、賦課徴収の適正執行と住民負担の公平、民主的徴税体制の確立等が如何に推進されているかにつき慎重実施した。

その結果不正、不当と目されるものは認められず、適確にしかも税務行政の円滑なる運営に努力しており、賦課徴収実績は税種目によつては、自然増収となつてい

(分割法人)が大巾に減少したために、前年度に比較し相当額の減収を示している。

しかしながら、いまだ一部には税法運用に慎重を要すもの、あるいは、事務処理上考究改善すべき事項等もすくないので、県当局はさらに、現地指導の強化を図るとともに、合理的運営を期せしめ自主財源の確保に、一層の努力を望む。

事務所別	現年度分	過年度分	滞納繰越分	計
東部	二六四、〇八八千円	一六、三一八千円	一五、二六一千円	二九五、六六七千円
中部	九二、七〇三	八、二八九	五、五二一	一〇六、五一三
西部	二〇四、〇六六	二七、五七三	一七、三七九	二四九、〇一八
計	五六〇、八五七	五二、一八〇	三八、一六一	六五一、一九八

で前年度に比較し東部は、一百余万円増加しているが、中部一千余万円、西部一千五百余万円が、それぞれ減少し調定総額において二千四百余万円が減少している。これを内容別にみると、現年度分三千余万円、滞納繰越分三百余万円が減少し、反面過年度

なお、賦課徴収の概況その他の事項は次のとおりである。

- 一 賦課徴収について
 - 1 課税状況について
- 昭和三十三年度県税予算額(県税事務所管分)五億五千五百余万円に対し各所の課税状況は

分は九百余万円増加している。調定額の増加している主なものは、固定資産税、遊興飲食税、軽油引取税、不動産取得税等三千六百余万円が自然増加しているが、反面経済事情の不況等に伴い法人事業税、法人県民税(いずれも主として分割法人)が六千余

万円減少している。

また、過年度分で増加しているのは、固定資産税(西部県税事務所分)の自然増である。

なお、滞納繰越分の減少しているのは、滞納処分執

事業所別	現年度分	徴収率	過年度分	徴収率	滞納繰越分	徴収率	計	徴収率
東部	二五六、三七四千円	九七・一%	一五、五〇八千円	九五・〇%	七、一二〇千円	四六・七%	二七九、〇〇二千円	九四・四%
中部	九一、〇〇一	九八・二	八、二五七	九九・六	一、七三七	三一・五	一〇〇、九九五	九四・八
西部	一九八、一九二	九七・一	二六、〇五二	九四・五	七、七七五	四四・七	二三三、〇一九	九三・二
合計	五四五、五六七	九七・三	四九、八一七	九五・五	一六、六三二	四三・六	六一二、〇一六	九四・〇

で調定額に対する収入率は九四・〇%(前年度九三・八%)で、前年度に比較し、二千二百余万円減少している。これを内容別にみると現年度分二千八百余万円、滞納繰越分一百余万円がそれぞれ減少し、反面過年度分七百余万円増加している。

徴収率は、前年度に比較しやや上昇しているが、調定税目のうちには、早期徴収を要するものがあるもので、さらに、徴税体制の強化確立を図り早期収納に

行停止に伴う停止期間満了のもの並びに、時効完成その他による欠損処分増加等によるものである。

2 徴収状況について

昭和三十三年度における各所別徴収状況は

- 一 層の努力を望む。
- 二 課税事務について
 - (一) 遊興飲食税は、課税客体の捕捉に困難性を極め、各所とも業者間の権衡保持と脱税防止に苦慮し、調査方法合理化の検討、実額調査課税、あるいは、権衡査察等により課税の適正化につとめているが、さらに、調査業種の拡大、業者の啓蒙、とくに、徴収義務履行の徹底に協力を要請するほか、次の点創意

一層の努力を望む。

二 課税事務について

(一) 遊興飲食税は、課税客体の捕捉に困難性を極め、各所とも業者間の権衡保持と脱税防止に苦慮し、調査方法合理化の検討、実額調査課税、あるいは、権衡査察等により課税の適正化につとめているが、さらに、調査業種の拡大、業者の啓蒙、とくに、徴収義務履行の徹底に協力を要請するほか、次の点創意

工夫されたい。

- 1 申告額の低い業者に対しては、その推移に基き調査の方法を考究検討し、徹底を期すること。
- 2 夜間検税の普遍化につとめるとともに、その方法の合理化を図ること。
- 3 業者備付帳簿書類の適正整備の指導勸奨並びに、資料の収集につとめ、心証性の強化を図ること。
- 4 小料理店の課税標準の適正化について、再検討すること。
- 5 勸奨による修正申告分に対しては、過少申告加算金の課徴につき検討すること。

個人事業税の、自主決定分については、所得決定の積算基礎及び権衡査案等に明確を欠くものがあつたので、さらに、資料収集、戸順調査の徹底等により、心証性の確保につとめ、所得決定の合理化に、なお、一層努力されたい。

不動産取得税については、課税客体の完全捕捉につとめているが、賦課の遅延しているものがあるので、

市町村長よりの通知義務履行の徹底、管内巡視による早期督促等を一層強化し、早期処理につとめられたい。

自動車税の賦課については、陸運事務所の登録を基礎に課税を実施しているが、なかには、登録抹消の未済、あるいは、所有者の所在不明、廃車手続の未済等のものが相当あり、賦課徴収上処理に支障を来していたので、異動申告の啓蒙指導、課税客体の実態は、あく、並びに陸運事務所との緊密なる連携、協力等につき、一層努力の要がある。

また、課税減額に対する基礎資料の明確化を図り、心証性の強化につとめられたい。

県税収入については、前述しているように前年度に比較し、やや上昇しているが、各所における納期内納入及び期限後における徴収状況は、

区分	納期内納入額			
	東部	中部	西部	合計
調定額	二五五、二四七	八九、三五八	二〇三、三八三	五四七、九八八
右に対する収入率	一四一、一七四	三六、四六七	八一、五四〇	二五九、一八一
差引未納額	一一四、〇七三	五二、八九一	一二一、八四三	二八八、八〇七
右のうち徴収猶予承認額	二五、四六七	三、八〇九	二五、六八三	五四、九五九
右のうち督促発行前納入額	三三、六八四	一五、七九一	二四、五六四	七四、〇三九
差引督促状発付額	五四、九二二	三三、二九一	七一、五九六	一五九、八〇九
督促状期限内納入額	六、五三六	二、五一四	一六、三九二	二五、四四二
右に対する収入率	一一・九%	〇・八%	二二・九%	一六・〇%
差引滞納額	四八、三八六	三〇、七七七	五五、二〇四	一三四、三六七
滞納整理による所員徴収額	四三、二三七	二九、八一二	五〇、六四九	一二三、六九八
右に対する徴収率	八九・四%	九六・九%	九一・七%	九二・一%
右が調定額に対する徴収率	一六・九%	三三・四%	二四・九%	二二・六%
差引滞納繰越額	五、一四九	九六五	四、五五五	一〇、六六九

注 本表には個人県民税は除外している。

であつて調定額に対する納期内納入額は四七・三%で、前年度に比較し多少は伸びているが、調定総額からみ

ると、いまだ、低調のようである。

本年度から徴収体制を自主納税に切り替え、徴税の合

理化を図っているが、いまだ、過度期のため充分なる効果があがっていない実情にあるので、さらに、納税の勧奨指導に一層努力の要がある。

また、督促状発付後における指定期限内納入状況は一六・〇%で、各所とも不振となつているので、指定期

限内納入を図るよう格別の配慮が必要である。

なお、納税貯蓄組合の育成強化については、努力し漸次好結果を見ているが、これが結成と積極的活動に一層の努力と創意工夫を望む。

四 滞納繰越分の整理状況は

所 別	調 定 額	收 入 額	收 入 率	前年度収入率
東 部	一五、二六一	七、一二〇	四六・六%	四三・〇%
中 部	五、五二一	一、七三七	三一・三%	四二・三%
西 部	一七、三七九	七、七七五	四四・九%	四三・八%
計	三八、一六一	一六、六三二	四三・六%	四三・二%

であつて、各所とも早期整理に努力していることは認められるが、いぜんとして、大口滞納者が解消されていない。なかには、債権保全の未執行のもの等があつたので、さらに、適確なる徴収計画を樹てるとともに、これら滞納税額の早期収納に格別の努力をされた

また、自主的に分納制度を設け分割払いを認め、納入促進を図つていたことは結構であるが、分納誓約が履行されていないものが相当数あるので、これが、完全履行につき一履の努力を要する。

五 個人県民税(市町村長が賦課徴収しているもの)の調定収入状況は、

区 分	東 部	中 部	西 部	合 計
現年度分調定額	二五、一六〇	一一、六三六	二八、二五六	六五、〇五二
滞納繰越分調定額	五、六〇五	一、六八一	六、一九四	一三、四八〇
小 計	三〇、七六五	一三、三一七	三四、四五〇	七八、五三二
期限内収納額	四、四三二	七、四六〇	一、三七七	一三、二六九
期限後収納額	一九、八八〇	四、二二五	二六、八五七	五〇、九六二
小 計	二四、三一二	一一、六八五	二八、二三四	六四、二三一
差引滞納額	六、四五三	一、六三二	六、二一六	一四、三〇一
調定額に対する収入率	七九・〇%	八七・七%	八二・一%	八一・八%

であつて、その収入率は八一・八%で、他の税目と比較し低率である。各所とも徴収整理に当つては、現地指導あるいは、徴収応援等により収納に努力しているが、滞納税額は逐年増加しており、現行法では滞納者に対する県直接なる強制執行等も不可能にして、これら滞納額の徴収整理に苦慮している実情につき、県当局においては円滑なる徴収対策を検討するとともに、所においてもさらに、積極的徴収を指導促進し、収入

確保に格別の配慮を要する。

また、市町村長よりの報告義務の履行、手許保管金の早期納入等についても、さらに、指導督促を要する。

六 各所における徴収事務は、徴収係に班制を設け、納税の勧奨窓口徴収及び所員徴収を行い、一面、諸帳簿の処理並びに賦課分の督促状発付等は庶務係の内務、あるいは、管理班において行い二元的に処理していたが、徴収関係の事務処理の円滑を期する面からして、

むしろ現行の内務または、管理班を徴収係に移行し徴収体制の一元化を図ることが肝要と思われるので、この点考究検討を望む。

七 賦課徴収事務の簡素合理化については、各所とも努力しているが、現行における諸帳簿及び補助簿等は、多種多様でますます複雑化の傾向にあり、台帳様式の統一と簡素化を図るべきものがあるので、主管課の現地指導の徹底と、所にあつても事務能率の改善合理化につき、考究善処の要がある。

また、現行の徴収簿(税目毎に設けている)を納税者毎のカード式に切り換へることにしても検討を望む。

西部県税事務所

昭和三十四年七月八日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

一 本年度における賦課徴収状況は、課税総額二億四千九百余万円で、前年度に比較し一千五百余万円減少し

ている、これが、内容で減少しているものは、法人事業税二千七百余万円、法人県民税六百余万円、反面、固定資産税八百余万円、不動産取得税三百余万円、軽油引取税一百余万円、遊興飲食税一百余万円等が増加している。

また、収入済額は二億三千二百余万円で、前年度に比較し一千四百余万円減少し、調定額に対する収入率は九三・二%(前年度九三・〇%)で、前年度に比しやや上昇している。

二 個人事業税のうち、自主決定分に対する積算基礎及び権衡査案決定に明確を欠くものがあつたので、さらに、戸順調査の徹底を図ると共に、補正調査の実施を推進し、所得決定の合理化に検討努力の要がある。

三 徴収事務の処理に当り、次の点留意されたい。

1 大口滞納者のうち債権保全の末執行のものがあつたので、適切な措置を講ずる要がある。

2 徴収簿の記帳処理は、さらに、明確に処理を要するものがあつた。

3 滞納処分による財産の公売処分に当り、公売単価の評価基準に明確を欠いているものがあつたので、適切な評価方法を講じ厳正を期されたい。

四 経理出納その他事務処理は、概ね適切に処理しているものと認められた。

東部県税事務所 昭和三十四年七月十五日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

同 井上善一

同 戸田俊己

一 本年度における賦課徴収状況は、課税総額二億九千五百余万円で前年度に比較し一百余万円増加している。増加している主なものは軽油引取税三百余万円、遊興飲食税二百余万円、個人県民税二百余万円、不動産取得税一百余万円等、反面法人事業税七百九万円が減少している。また収入済額は二億七千九百余万円で、前年度に比較し二百余万円増加し、調定額に対す

る収入率は九四・四%(前年度九四・一%)で、前年度に比しやや上昇している。

二 個人事業税のうち、自主決定分に対する所得額権衡査案決定に当つて、担当者の主観等により同業者の権衡を図つているが、補正調査の実施等も考慮し、合議制の査案会において決定する等、所得決定の合理化に配意の要がある。

なお、所得額端数処理の統一について、検討されたい。

三 徴収事務の処理に当り次の点留意されたい。

1 大口滞納者に対し、分納制度を設け収納を図つていいるが、これが分納誓約に当つては、年度区分に留意するとともに、分納誓約不履行の場合における徴収確保についても、遺漏なきを期されたい。

2 証券納付の場合における納入方法は所において、証券類を一括保管の上処理しているが、これらはずべて金融機関に対し、委託納入による処理が妥当と思われる。

滞納繰越分	過年度分	現年度分	区 分			
			計	東 部	中 部	西 部
計	計	計	昭和三十年度	昭和三十一年度	昭和三十二年度	昭和三十三年度
東部	東部	東部	一八二、七三六	一九四、四五四	二六〇、六九六	二六四、〇八八
中部	中部	中部	七二、一五六	八七、〇一一	一〇三、三五〇	九二、七〇三
西部	西部	西部	一六七、七七三	一九一、二三六	二二七、一一六	二〇四、〇六六
計	計	計	四二一、六六五	四七二、七〇一	五九一、一六二	五六〇、八五七
東部	東部	東部	五、八一四	一一、四二一	一四、九四四	一六、三一一
中部	中部	中部	四、二六一	五、〇六六	七、八七五	八、二八九
西部	西部	西部	一〇、〇九三	七、〇四一	二〇、〇〇二	二七、五七三
計	計	計	二〇、一六八	二三、五二八	四二、八二一	五二、一八〇
東部	東部	東部	一九、三七〇	一九、二五四	一八、二四八	一五、二六一
中部	中部	中部	五、九一四	五、三四四	五、九七一	五、五二一
西部	西部	西部	一七、九二三	一九、二八三	一七、七三五	一七、三七九
計	計	計	四三、二〇七	四三、八八一	四一、九五四	三八、一六一

2 滞納税額のうち、相当期間経過のもので、債権保全の未執行のものがあつたので、適切なる措置を講ずる要がある。

5 経理出納その他事務処理は、概ね適切に処理しているものと認めた。

県 税 賦 課 調 定 額 調

<p>3 滞納処分による財産の公売処分に当り、公売単価の算出基礎に明確を欠いているものがあつたので、評価方法並びに算出基礎は適確に処置されたい。</p> <p>4 経理出納その他事務処理は、概ね適切に処理しているものと認めた。</p> <p>中部県税事務所 昭和三十四年七月二十二日監査 監査委員 松 本 利 治 同 荻 原 治 郎 同 井 上 善 一 同 戸 田 俊 己</p>	<p>一 本年度における賦課徴収状況は、課税総額一億六百余万円で、前年度に比較し一千余万円減少している。減少しているものは、法人事業税一千六百余万円、法人県民税二百余万円で反面遊興飲食税五百余万円、軽油引取税一百余万円等が増加している。</p> <p>また、調定額に対する収入済額は一億余万円で、前年度に比較し一千余万円減少し、調定額に対する収入率</p>	<p>は九四・八%（前年度九五・二%）で前年度に引続き他所に比し高率を示していることは、結構である。</p> <p>二 遊興飲食税については、課税標準の確保につとめ、前年度より四百余万円の調定増加を示していることは、結構であるが、業種別にその内容を検討してみると、温泉旅館並びに普通旅館は、著しく伸びている反面、料理店、飲食店は、低減し、とくに、飲食店は前年対比が八三%であるので、調査対象業種の拡大に善処されたい。</p> <p>三 納税組合の育成強化については、昭和三十四年度より国税、県税、市税の三者による、倉吉地区納税貯蓄組合推進協議会を毎月一回（監査時まで二回実施）開催し指導育成に努めているが、当所における納期内納入状況は他所に比し低調のようであるので、組合の育成強化と自主納税指導に一層の努力を望む。</p> <p>四 徴収事務の処理に当り、次の点留意されたい。</p> <p>1 滞納繰越分のうち、時効完成等による失格分の整理は、明確に処理すること。</p>
--	--	---

合計		
西部	中部	東部
四八五、〇四〇	一九五、七八九	二〇七、九二〇
五四〇、一一〇	二一七、五六〇	二三五、一二九
六七五、九三七	二六四、八五三	二九三、八八八
六五一、一九八	二四九、〇一八	二九五、六六七

県 税 収 入 済 額 調

滞納繰越分	過年度分			現年度分			区分 所別
	西部	中部	東部	西部	中部	東部	
中部	二、四六九	七、二三三	二、一八五	二、一八五	七、八四三	二、五二七	昭和三十年 千円
東部	一八、一五一	九、〇九四	二二、〇〇七	一九、三六八	四二、〇一二	四九、八一七	昭和三十一年 千円
計	二〇、六三九	一六、三二七	四四、一九二	三九、五五三	八六、八六五	九八、三四四	昭和三十二年 千円
計	二、四六九	七、二三三	二、一八五	二、一八五	七、八四三	二、五二七	昭和三十三年 千円

合計		
西部	中部	東部
一七、七〇七	一八六、五一〇	一七四、〇〇六
一七、九八九	二〇六、五二八	一九九、二八八
一八、一三五	二七六、六九四	二四六、三四六
一六、六三二	二七九、〇〇二	二二三、〇一九

主 要 税 目 別 徴 収 状 況 調

税 目 別	昭和三十二年		昭和三十三年		差 引 増 減
	調定	徴収	調定	徴収	
個人	七四、八四一	六一、〇三〇	七八、五三二	六四、二三〇	三、六九一
法人事業税	二三八、〇一三	二三四、二八七	一八六、〇九七	一八二、七二一	△ 五、一、九一六
個人	四〇、四〇四	三九、九五九	三二、〇〇三	三一、五四五	△ 八、四〇一
法人県民税	二二八、〇一三	二三四、二八七	一八六、〇九七	一八二、七二一	△ 五、一、九一六
個人	八三、九九六	八三、九九六	八五、九〇三	八五、九〇三	一、九〇七

収入	収入	収入	収入	収入	収入
七六、五一一	八〇、一二四	三、六一三	二六、四三一	三三、二八五	五、八四五
二五、六三三	三一、三五七	五、七二四	四九、一七四	四六、七一九	三〇二
四五、七二九	四六、七一九	九九〇	四四、一四六	一〇一、六九〇	七、五四四
八七、四一六	九四、五九四	七、一二八	一一、七五四	一九、九六五	八、二一一
一一、七五四	一九、九六五	八、二一一	四一、九六八	四八、〇三九	六、〇七一
四一、九六八	四七、九四六	五、九七八			

婦人相談所 昭和三十四年十月二十九日監査
 監査委員 松 本 利 治
 同 荻 原 治 郎

兼務)で、業務の運営に努力しているが、相談指導専門職員は三名でこのうち、社会福祉主事の資格を具備しているものは、一名であり、また、無資格者のうちには西部に駐在し、相談全般を担当処理している実態

<p>二 本年度における相談業務の実施状況は、</p> <p>1 経路別相談状況</p> <p>区 分 人員</p> <p>警察関係を通じてのもの 六三</p> <p>福祉事務所を通じてのもの 四八</p> <p>民生委員を通じてのもの 二</p> <p>保護司を通じてのもの 一</p> <p>本人自身によるもの 一〇六</p> <p>婦人相談所 一一</p> <p>その他 二二</p> <p>計 二五二</p>		<p>生活保護 一〇(八)</p> <p>医療保護 一二(八)</p> <p>前借荷物問題 七(一)</p> <p>住宅問題 一(一)</p> <p>保護及び指導 八六(三四)</p> <p>就職問題 七五(二九)</p> <p>更生資金 二七(二五)</p> <p>離婚 四(四)</p> <p>その他 六(二)</p> <p>計 二五六(一一二)</p>	
<p>2 相談内容別状況</p> <p>区 分 受理件数</p> <p>児童措置 一一(四)</p> <p>帰郷 一三(六)</p>		<p>3 措置状況</p> <p>区 分 措置件数 未措置件数</p> <p>就職あつ旋 三四(一七)</p> <p>帰郷 四七(一一)</p> <p>児童相談所 七(三)</p> <p>結婚 一</p> <p>福祉事務所 一九(二四)</p> <p>職業安定所移管 二</p>	

にある等業務の特殊性からして、有資格職員の配置につき、当局の善処を望む。

婦人厚生資金 一〇(六)
 前借荷物関係 五(一) 一
 保護施設入所 一九 一
 民主委員(児童)指導 二(一)
 家庭裁判所送致 一(一)
 警察署送致 四(二)
 住宅 一(一)
 更生指導 五九(三六)
 逃亡 三
 婦人相談所へ送致 二七(二五)
 その他 九(三)
 計 二五二(一二二) 二

注(一)は各市婦人相談員において、受理し措置したものであり、受理件数と措置件数との相違しているのは、相談内容により措置変更となつたためである。また、未措置のものは、監査時において措置済であつた。

であつて、前年度に比較し相当数の増加を示し、これ

が、相談内容においても、自主的相談が大半を占めている。このほか、一時保護による取扱人員一三人(延一、〇五〇人)を収容しているが、さらに、一般への認識徹底を図り積極的業務運営に一層の努力を望む。なお、各市(鳥取市は除く)の婦人相談員並びに関係機関との有機的連け、を図るとともに、要保護女子の動静捕捉に努め相談業務の拡大に配慮されたい。

三 婦人更生資金の貸付状況は、次表のとおりであるが、予算計上額四十八万円に対し、貸付実績は三十七万四千四百円であるので、貸付金枠の拡大と、これが、貸付制度の一般に対する周知徹底を図るとともに、また、一面貸付条件である保証人確保に困難性が伴い、貸付のあい、路となつているので、これが、実情に即した取扱が出来得るよう県当局は、考究検討されたい。

なお、貸付後における状況のは、握、指導についても一層努力されたい。

借入申込及び貸付の状況表

要 項	申		込		貸		付	
	人 員	件 数	金 額	人 員	件 数	金 額		
資金の種類								
生業資金	一〇	一〇	三二五、一〇〇	九	九	二九五、一〇〇		
技能修得資金	一	三	四六、三〇〇	一	三	四六、三〇〇		
生活資金	一	一	三三、〇〇〇	一	一	三三、〇〇〇		
計	一一	一四	四〇四、四〇〇	一〇	一三	三七四、四〇〇		

注(一)内は、資金の重複を示す。

四 要保護女子に対する就職並びに内職のあつ、旋指導には、相当努力しているが、これらの職能的判定は、主として、心理判定による程度であつて、専門的器具による職能判定は実施されていない。これらは、器具の未整備によるためであるので、早期器具の整備充実に配意の要がある。

五 経理出納その他事務処理につき、次の点出意検討されたい。

1 職員に対し給食を実施しているが、一時保護並び

に婦人寮に収容している対象者との、取扱区分に明確を欠いているので、適切なる措置を検討されたい。

婦 人 寮 昭和三十四年十月二十九日監査

監査委員 松 本 利 治
 同 萩 原 治 郎

一本寮は売春防止法に基き、要保護女子を収容保護するため、工事費八十七万円をもつて婦人相談所の敷地

内に設置し、昭和三十三年六月一日より業務を開始している。

施設の概要
木造 二階建スレート葺

建坪 一〇、七五坪(延二〇、七五坪) 作業室一室

居室 三部屋(十畳二部屋、六畳一部屋)

収容定員 十五名

二 職員の配置状況は寮長及び出納員とも、婦人相談所長及び出納員が兼務し、社会福祉主事一名の専任者を配置していたが、昭和三十四年度より婦人相談所職員の兼務となり、監査時現在専任職員は配置していない。また、寮母を配置していないため、相談所の炊事婦を寮母兼用としていたが、特殊施設であり、常時指導及び夜間管理上からしても、寮母の専任を置くことが、必要と認められるので、県は早急配置につき善処されたい。

三 本年度中において収容した婦女子は十九名で監査時現在八名在寮(期間は一ケ年以内)しており、収容

者に対する措置については、生活保護法による扶助費一人一ヶ月二千二百九十五円(冬期五十五円加算)をもつて賄うほか、職業のあつ、旋、内職指導等の生活指導をしている。また、本年度において、入寮したものの措置状況は

婦 郷 七名(他県のもの)

就 職 一名

無断退寮 二名(他県のもの)

その他 一名

で、監査時現在八名在寮しており、これらのものの状況は、

製織工場に働いているもの

一名

菓子 ” ”

一名

内職中のもの(造花硝子玉)

二名

洋裁見習中のもの

一名

相談所炊事手伝いのもの

一名

休養中のもの

一名

であつて、各各自立更正の方途を得せしめるべく努力

しているが、本寮は開設後日が浅い関係上、一般への認識に欠けている面もあるので、さらに、周知徹底を図るとともに、関係機関の協力を得て業務の円滑なる運営に一層の配慮を要する。

四 経理出納その他事務処理につき、次の点留意検討すること。

1 給食用原材料の購入手続及び受払状況等は、さらに、明確に記録整備すること。

2 献立表を作製し、給食業務の改善を図る要がある。

3 原材料の棚卸は適確に実施すること。